

政令第一八七号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十四条」を「第七十五条」に、「第七十五条」を「第七十六条」に改める。

第六十七条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び参事官一人」を加え、「総務課」を「国際戦略課」に、「国際政策課」を「国際展開課」に改める。

第六十八条の見出し及び同条中「総務課」を「国際戦略課」に改め、同条第二号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 国際戦略課、国際展開課、国際経済課、国際協力課及び参事官の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関すること（電気通信業及び放送業の国際競争力の強

化に関するものに限り、国際展開課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

四 条約又は法律（法律に基づく命令を含む。）で定める範囲内において、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する国際的取決めを協議し、及び締結すること並びに国際電気通信連合その他の機関と連絡すること（第十二条第一項第八号及び第七十条第二号に掲げるものを除く。）。

五 総務省の所掌に属する国際関係事務の総括に関すること（国際経済課及び国際協力課の所掌に属するものを除く。）。

第七十二条を次のように改める。

（国際展開課の所掌事務）

第七十二条 国際展開課は、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限る。）で海外におけるプロジェクトに係る我が国事業者の事業活動の展開の促進に係るものをつかさどる。

第七十三条中「国際関係事務（」の下に「国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関するもの」を加え、「第七十条第二号及び前条第三号」を「第六十八条第四号及

び第七十条第二号」に改める。

第八十条を削り、第七十九条を第八十条とし、第七十五条から第七十八条までを一条ずつ繰り下げ、第一章第二節第三款第八目中第七十四条の次に次の一条を加える。

(参事官の職務)

第七十五条 参事官は、命を受けて、電気通信業及び放送業の発達、改善及び調整に関する事務（電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関するものに限り、国際展開課の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項に係るものを分掌し、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する。

附則第二十二條を附則第二十三條とし、附則第二十一條を附則第二十二條とし、附則第二十條を附則第二十一條とする。

附則第十九條第一項中「附則第十九條第一項第二号」を「附則第二十條第一項第二号」に改め、同條を附則第二十條とする。

附則第十八條第一号中「附則第二十二條第一項」を「附則第二十三條第一項」に改め、同條を附則第十九條とし、附則第十七條の次に次の一條を加える。

(国際戦略局参事官の設置期間の特例)

第十八条 第六十七条の参事官は、令和七年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則

この政令は、令和三年七月一日から施行する。

理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、国際戦略局に国際戦略課、国際展開課及び参事官を設置する等の必要があるからである。